

租税特別措置法施行令第四十条の四の四第十五項に規定する届出書

平成 年 月 日

受 贈 者	ふ り が な 氏 名	
	住所または居所	
	生 年 月 日	

私（受贈者）は、租税特別措置法施行令第四十条の四の四第十四項に規定する領収書等が同条第六項各号に掲げる費用に係るものであることを証する書類として、租税特別措置法施行規則第二十三条の五の四第六項第一号に定める書類（以下、「当該書類」という。）について、当該領収書等を提出する日においてまだ婚姻の届出をしていないため当該書類を提出できないことから、租税特別措置法施行令第四十条の四の四第十五項にもとづき、京葉銀行 _____ 支店に対し、下記事項を届け出る。

なお、私（受贈者）は、当該書類を当該領収書等に記載された支払年月日から1年を経過する日までに京葉銀行 _____ 支店に提出することを約する。

受贈者の配偶者となる予定の者	ふ り が な 氏 名	
	住所または居所	
	生 年 月 日	
婚 姻 の 予 定 年 月 日		